広島県呉市
報道発表資料

令和７年7月３日
市民部地域協働課
☎0823-25-3220

広市民センター北側外壁の一部変形に伴う安全措置の実施について

広市民センター（平成１９年９月竣工（築１８年））において，建築基準法第１２条の規定に基づく外壁全面打診等調査（１０年を超えるごとに実施が義務づけ）を実施したところ，点検業者から指摘があったため，現在，周辺を立ち入り禁止としています。

今後，広市民センターや新広駅利用者の安全を確保しつつ立ち入り禁止の早期解消を図るため，緊急安全対策工事を行います。

１　指摘箇所

北側外壁の内，西側駐車場側の一画

２　指摘内容

【状況】

外壁のパネルが変形し，外側へ反っている。パネルの変形が進めば，パネルに貼り付けているタイルとの接合部分にも問題が生じる可能性がある。

【原因】

結露やパネル接続部のシーリング材に破断が生じたことによる雨水の浸入などで，タイルを貼り付けているパネルが水分を含み，反り等の変形が発生した可能性が高い。

３　現状の緊急安全対策措置

令和７年６月１２日に北側外壁周辺にカラーコーンを設置し，剥落の恐れがある範囲を立ち入り禁止とした。

４　今後の緊急安全対策工事

(1) 壁の周囲に足場を設置し，足場全体を養生シートで覆うことで，外壁パネルが剥落しても，周囲へ飛散しないような安全対策を講じる。
(2) 国道側からセンター北側入口に向かう門型の通路部分も足場で囲うことで，通行可能となるよう安全を確保し，立入禁止範囲の早期解消を図る。
(3) 緊急安全対策工事完了（立入禁止措置解除）時期：令和７年８月１０日頃

５　今後の外壁修繕

緊急安全対策工事と並行して本格的な調査を行い，具体的な工法・費用等を検討する。
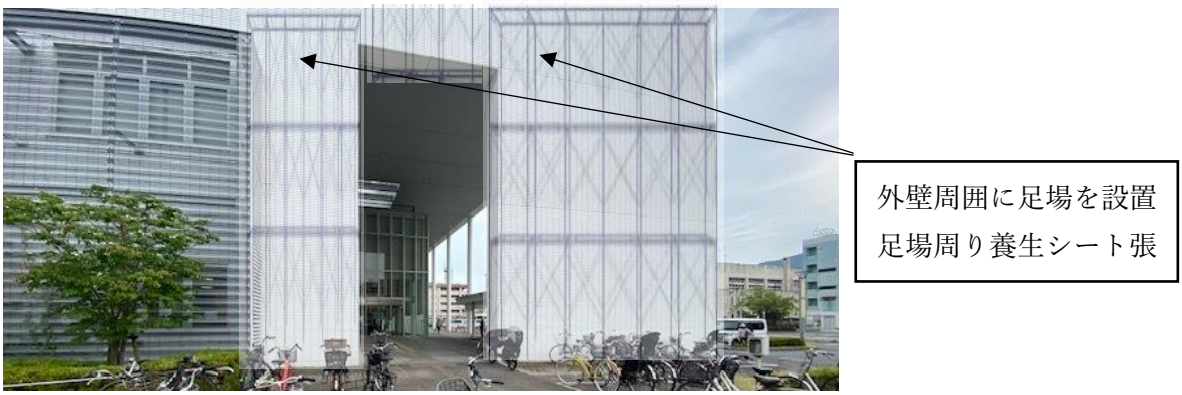
６　緊急安全対策工事イメージ